

障害児支援利用計画

相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題や本人のニーズを踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、子供又は保護者の同意のもと作成する計画のこと。

(様式例)

障害児支援利用計画							
利用者氏名(児童氏名)	障害支援区分		相談支援事業者名		計画作成担当者		
障害福祉サービス受給者証番号	通所受給者証番号						
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号						
計画案作成日	モニタリング期間				利用者同意署名欄		
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)							
総合的な援助の方針							
長期目標							
短期目標							
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成目標	福祉サービス等種類・内容・量	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							

個別支援計画

放課後等デイサービス事業所等の児童発達支援管理責任者が、放課後等デイサービスを利用する個々の子供について、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のこと。

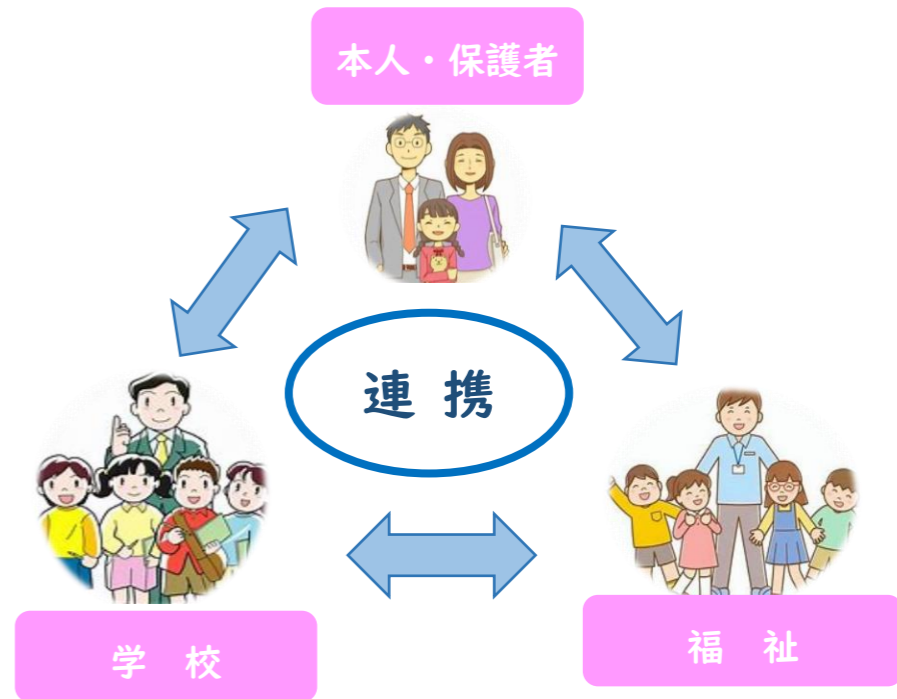
(様式例)

<個別支援計画>						
利用児童氏名 ○○ ○○						作成年月日 _____
○到達目標						
長期(12ヶ月後)						
短期(6ヶ月後)						
具体的な到達目標及び支援計画等						
項目	具体的な到達目標	支援内容	支援期間	提供者担当者	優先順位	
発達支援						
家族支援						
地域支援(地域交流)						
総合的な支援方針						
確認年月日 _____		保護者氏名 _____		児童発達支援管理責任者 _____		



学校と関係機関等の連携を図った特別支援教育の推進
「障害児支援利用計画」「個別支援計画」

の情報を共有しよう!



学校と障害児通所支援事業所等が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画等と障害者(児)相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画および障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画を個人情報に留意しつつ連携していくことが大切です。

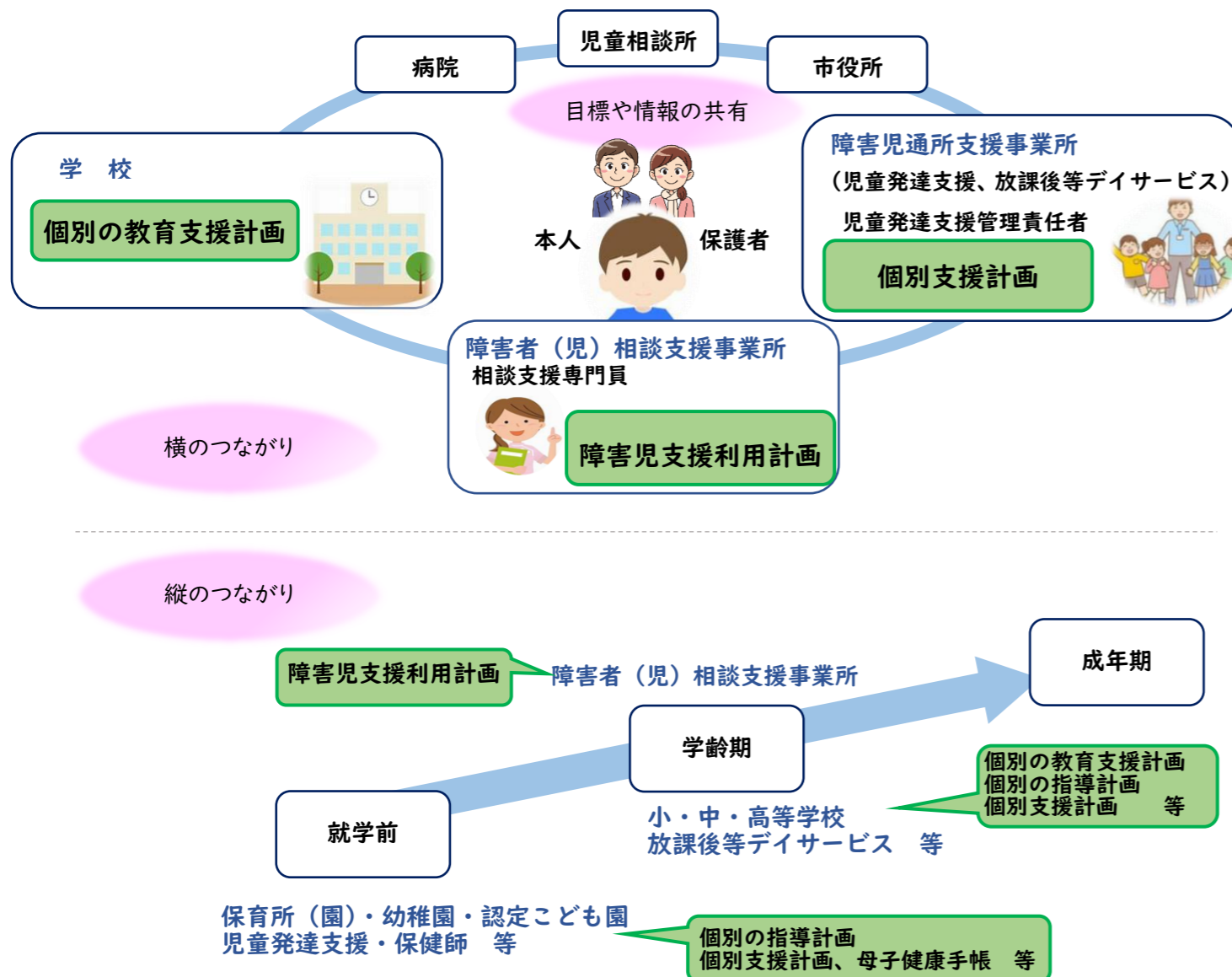
福祉における障害児の主な支援

【相談支援事業所】 障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する児童の総合的な援助の方針や、サービスの組み合わせ等を検討し、障害児支援利用計画の作成や計画の評価等を行います。
放課後等デイサービス	授業終了後又は学校休業日に、個々のニーズに応じて生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

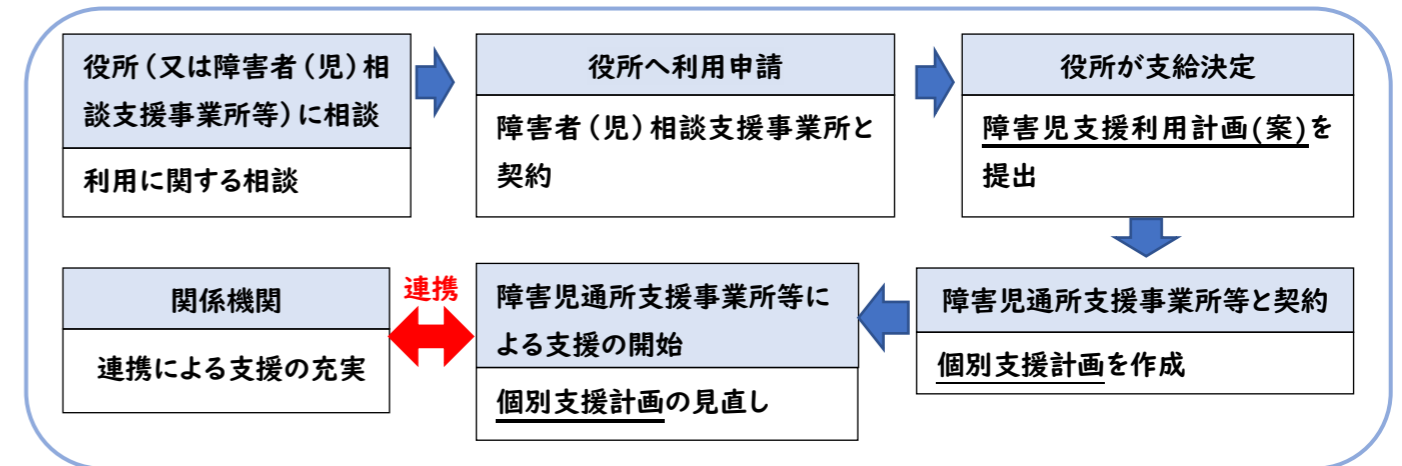
支援のネットワーク

「学びの連続性」と共に、子供（児童・生徒）の「暮らしの連続性」が大切

一人一人のニーズに応じた支援を行うため、関係機関がつながり、連携することが大切です。関係機関との連携を強めて目標や情報を共有し、お互いに相談できる体制づくりを図りましょう。



福祉サービス利用の基本的な流れ



学校と福祉の連携

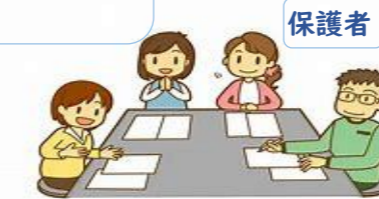
ポイント!

学校と関係機関の連携は、会議の開催を必須とするものではありません。個々の状況に応じた連携方法を調整しましょう。

<ケース会議のイメージ>

担任・特別支援教育コーディネーター

個別の教育支援計画
個別の指導計画



保護者

障害児（児）相談支援事業所
障害児支援利用計画

放課後等デイサービス
個別支援計画

<共有する内容>

- 障害児通所支援事業所等での子供の様子や支援の内容、障害児（児）相談事業所が把握している子供や家族の課題や願い等
- 学校での様子や目標
- ※支援方針の確認、検討を行う

<連携の方法例>

- ・送迎時（引渡し時）における情報の伝達
- ・連絡帳、連絡ノートを活用した「学校⇄保護者⇄事業所」の三者による情報共有
- ・障害児通所支援事業所等の職員が学校を訪問し、学校での子供（児童・生徒）の様子を確認
- ・学校の教員が障害児通所支援事業所等を訪問し、事業所での活動の様子を見学
- ・ケース会議（参集、オンライン）

Q & A

Q: 友達との関わりに問題がみられ、放課後等デイサービスと情報共有するにはどうしたらよいですか。

- A: ①保護者へ情報の共有することの合意を得る
②管理職や特別支援教育コーディネーターを介して、相談支援専門員や障害児通所支援事業所の担当者と連絡をとる
③必要に応じてケース会議を開いたり、個別の支援情報資料を共有する機会を設けたりする

Q: 連携先としてはどのような機関がありますか。

A: 医療、福祉関係機関（障害児通所支援事業所等）、学校（前籍校、進学先）、労働（就職先）など

- 子供に対する一貫した支援につながる
- 対応が必要になった時に、迅速に関係機関で連携・協力し、必要な支援につなぐことができる